

監査報告書

2020(令和2)年4月27日

公益財団法人鹿島美術財団

理事長 鹿島 昭 一 殿

公益財団法人鹿島美術財団

監事 畠中達夫

私は法令及び定款の定めに基づき、公益財団法人鹿島美術財団の2019年度[2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日まで]の会計及び業務について監査を実施したので、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 会計監査については、理事及び使用人等から会計処理の状況を聴取し、会計帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録等について、その正確性及び適正性を検討いたしました。
- (2) 業務監査については、理事及び使用人等から業務処理の状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書並びに業務執行の妥当性について検討いたしました。

2. 監査意見

- (1) 計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (2) 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

監査報告書

2020(令和2)年4月27日

公益財団法人鹿島美術財団

理事長 鹿島 昭一 殿

公益財団法人鹿島美術財団

監事

藤井 順輔

私は法令及び定款の定めに基づき、公益財団法人鹿島美術財団の2019年度[2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日まで]の会計及び業務について監査を実施したので、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 会計監査については、理事及び使用人等から会計処理の状況を聴取し、会計帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録等について、その正確性及び適正性を検討いたしました。
- (2) 業務監査については、理事及び使用人等から業務処理の状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書並びに業務執行の妥当性について検討いたしました。

2. 監査意見

- (1) 計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (2) 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上